

令和4年 12月 1日

組合員 各位

新潟県農業機械商業協同組合
事務局長 矢嶋 滋

肥料価格高騰対策事業について

農林水産省の予算「**肥料価格高騰対策事業**」の秋肥の申請が始まっています。商組にも問い合わせがあるので、当事業の詳細をお知らせいたします。なお、**申請書類はすべて県ホームページからダウンロードして**使用してください。商組ホームページインフォメーションからもリンクを貼ってあります。

1. **対象肥料と申請期限** 肥料法に基づく肥料(肥料袋に記載された生産業者保証票の肥料の名称と登録番号を確認)で、秋肥 令和4年6月～10月に購入したもの 春肥 令和4年11月～令和5年5月に購入、使用するもので、**申請期限は、秋肥は2月28日まで。**春肥は3月31日ですが、価格上昇率の発表が3月上旬になる見込みのため農水省で延期を検討中だそうです。(要確認)

注意 対象期間は1作のみです。例えば、今年6月に水稻穂肥を購入し秋肥として申請後、春肥に次年度用の穂肥を申請することはできません。どちらか1回のみ申請となります。

2. 支援金の額

化学肥料低減の取組を行った(行うことにした)上で、増加した肥料費の国の70%、新潟県が15%、各市町村(0～15%)の補助が受けられます。(新潟+10%・五泉+10%・佐渡+15%・燕+15%・糸魚川+15%)

秋肥の支援金=(当年の肥料費-(当年の肥料÷1.4÷0.9))×(85%+市町村上乘せ分)

例えば秋肥で100万円かかった場合は17.5万～20.6万円です。

3. 申請方法

●農家が用意するもの

- ① 支援金の算出根拠となる書類 (1)請求者名、(2)被請求者名、(3)請求金額、(4)肥料の種類、数量、購入額(税込)が確認できる書類

○注文書(農機店作成の注文受付書と価格決定時期がわかる書類でも良い。

○請求書もしくは領収書

もしくは、農機店のシステムで作成する各農家の取引明細書があればそれだけで良い。

(1)～(4)が記載されていれば、一覧表か個票かなどの形態は問いません。

- ② 化学肥料低減計画(様式第1号別紙2) **ア～ソ**までのの中から2つ以上に○を付けます。例えば

・水稻の場合 **イ**生育診断(葉色による穂肥診断) 、**カ**稲わらの秋すき込み、**キ**有機質肥料の利用(有機10%でもOK) **ク**低成分肥料(リン・カリが少ない肥料) **シ**側条、流し込み施肥 **ソ**一発肥料の導入(慣行より施肥量が減る)などで対応してください。

注意 すでに取り組んでいる場合は**従来の取り組みの強化**ということで◎を付けます。

例えば、コシヒカリだけだったのを早生もやるとか。面積を広げるとか。

なお、すでに有機栽培や特別栽培米等をやっている方は有機栽培等に取り組んでいることを証明する書類(有機農産物認証書等)を提出する。(低減計画の取組みは空欄で良いQ&A問4-3(1-2))

・野菜の場合 **エ**の堆肥の利用、**キ**有機質肥料の利用、**ケ**の肥料施肥量の少ない品種の利用

●肥料販売店(組合員農機店)の対応

申請する農業者が5人そろえば**取組実施者(申請する人)**になることができます。

“代表者の定めがあり、定款、組織規程及び経理規定等の組織運営に関する規定が定められていること”とありますので、法人のお店は、自社の定款と口座を利用して、申請してください。個人の農機店は定款の見本が農水省ホームページにあるので作成できます。(商組が申請することもできます。下参照) 農業者から集めた上記の書類をまとめて、参加農業者名簿・取組計画書の承認申請書等を書いて地域振興局に申請します。参加者名簿だけは書面の他にデータも提出することになっているので、USB フラッシュメモリー等を用いたり、後日メールで送ることもできます。(下のメールアドレスを参照)

農業者が5人そろわなければ、申請はできません。農協等からも肥料を買っている場合は農機店より購入分も一緒に申請してもらうこともできますし、商組も対応できます。

4. 商組の対応

商組も**取組実施者(申請する人)**になります。肥料販売している組合員で、申請する農業者が5人集まらないところや、個人販売店で定款づくり等できないところは、商組が申請しますので、お問い合わせください。秋肥に関しては今のところ商組も5人集まらない状態なので、対応できない場合がありますが、春肥に関しては、問題なく申請できると思います。

商組に申請を依頼する場合、振込手数料などの事務費として1,100円、支援金より引かせていただきますので、あらかじめ申請する農業者に了解を取ってください。あわせて、個々の農業者の振込口座をお知らせください。

提出先及びお問合せは下の地域振興局になります。丁寧に対応してくれますのでお気軽にお問合せください。

地域振興局名	住所	電話番号	メールアドレス
新発田地域振興局農業振興部生産振興課	豊町 3-3-2	0254-26-9147	ngt111340@pref.niigata.lg.jp
新潟地域振興局農林振興部生産振興課	新津 4524-1	0250-24-9620	ngt112130@pref.niigata.lg.jp
三条地域振興局農業振興部企画振興課	興野 1-13-45	0256-36-2254	ngt112440@pref.niigata.lg.jp
長岡地域振興局農林振興部生産振興課	沖田 2-173-2	0258-38-2551	ngt111440@pref.niigata.lg.jp
南魚沼地域振興局農林振興部生産振興課	六日町 960	025-772-3918	ngt111640@pref.niigata.lg.jp
上越地域振興局農林振興部生産振興課	本城町 5-6	025-526-9401	ngt111940@pref.niigata.lg.jp
佐渡地域振興局農林水産振興部企画振興課	中興 684	0259-63-3185	ngt111150@pref.niigata.lg.jp

商組では一発肥料を各種取り揃えております。倒伏軽減剤入りの楽一や、コシヒカリ用、コシイブキ用の一発肥料は側条施肥対応です。その他、リン・カリ控えめ、有機30%、50%等各種取り揃えております。また、輸入化成肥料で10%有機の14-14-14をコシイブキの元肥や穂肥として使用できます。さらに、ペレット鶏糞・バーク堆肥・ドローン散布用の被覆尿素なども取り扱っていますので、どうぞご利用をお願いします。

最後に、この支援金はもらったら終わりではなく、参加農業者に**化学肥料低減実施報告書**を令和6年末までに提出していただきます。また県協議会が現地調査を実施するそうなので、取組に関する記録(土壌・生育診断の診断結果、施肥設計書、購入肥料の伝票、作業時の写真等)を保管するよう指導をお願いします。